

広島県告示第九十八号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた。

なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤田雄山

上欄	発起人の住所及び氏名	加入区	下欄
欄	同組合の名称	縦覧期間	欄
広島市南区日宇那町二二一七 住田孟	広島市南区丹那町二七一一 松中	法第百十三条の規定による申出をする漁業協同組合の名称	広島市漁業協同組合
広島市南区日宇那町二二一八 坪井清信	広島市南区丹那新町三一九 古月達三	第一〇〇年	平成二〇年二月四日
広島市南区旭町一丁目一八一六 岩崎昭雄	広島市南区西旭町一九一五 岡村義一	二〇〇〇年	平成二〇年二月一八日
広島市南区南大河町一一一〇 水木千人	広島市南区山城町八一一〇 島田光雄	二〇〇〇年	平成二〇年二月一八日
合 大河漁業協同組	同組合	広島市漁業協同組合	広島市漁業協同組合
平成二〇年二月四日 平成二〇年二月一八日	大河漁業協同組合	同組合	同組合